



いじめ問題 e-ラーニング研修

～子どもたちの笑顔を守るために～

1 「いじめ防止対策推進法」編

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課



3, 035
この数字は何？

この数字は令和 6 年度、
県内で認知されたいじめの件数です。

これだけの数の児童生徒が、
苦しくつらい思いをしています。

子供たちの笑顔を守るために、
いじめ対策について理解を深め、
適切に対応できるようにしましょう。

研修内容

- 1 「いじめ防止対策推進法」編
- 2 「いじめの防止等のための
基本的な方針」編
- 3 「いじめの重大事態に関する
ガイドライン」編



1 いじめ防止対策推進法

■これまでに社会に影響を与えたいじめ事件

1986年 東京都中野区いじめ自死事件

公立中2年A君 「葬式ごっこ」に教師も参加
「このままじゃ生き地獄になる」

1994年 愛知県西尾市いじめ自死事件

公立中2年B君が自死
陰惨な暴行と多額の現金を奪われた

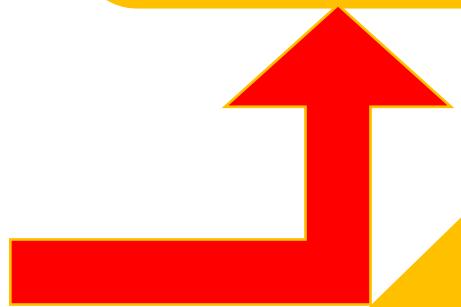
2006年 福岡県筑前町いじめ自死事件

公立中2年C君が自宅で自死
元担任の「からかい」がいじめの発端

2011年 滋賀県大津市いじめ自死事件

公立中2年D君が自死 自殺の練習 拘束ごっこ
蜂の死骸を食べさせる

いじめ防止
対策推進法
(2013年)



■ 制定の背景

深刻ないじめ問題が社会問題化し、児童生徒の生命や心身に深刻な影響を及ぼす事例が発生していることを受け、2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るための総合的な法律です。

法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであると受け止める必要があります。

「生徒指導提要（改訂版）」

■ 法律の目的

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、**児童等の尊厳を保持するため、(中略) いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。**

「いじめ防止対策推進法」

■推進法の基本的な方向性

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処において公平性・中立性を確保すること

→このことを踏まえ、各学校に3点が義務づけられた。

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

■ いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、**当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。



いじめられている児童生徒の
主觀を重視した定義

「生徒指導提要（改訂版）」

参考

■いじめの認知件数の推移

「文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	1, 745	1, 974	2, 393	1, 987	2, 423
中学校	515	546	513	526	574
高等学校	64	39	25	30	35
特別支援学校	22	34	27	17	3
県合計 (千人当たり件数)	2, 346 (32. 8)	2, 593 (36. 9)	2, 958 (42. 8)	2, 560 (37. 6)	3, 035 (45. 3)
全国合計 (千人当たり件数)	517, 163 (39. 7)	615, 351 (47. 7)	681, 948 (53. 3)	732, 568 (57. 9)	769, 022 (61. 3)

県内のいじめの認知件数は3, 035件と前年度より475件増加している。全国においても769, 022件となり、前年度に比べて、36, 454件増加している。

■いじめの1,000人当たり認知件数

「文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

学校において認知したいじめの件数

いじめの認知が
いじめ解消への
スタートライン
(文部科学省)

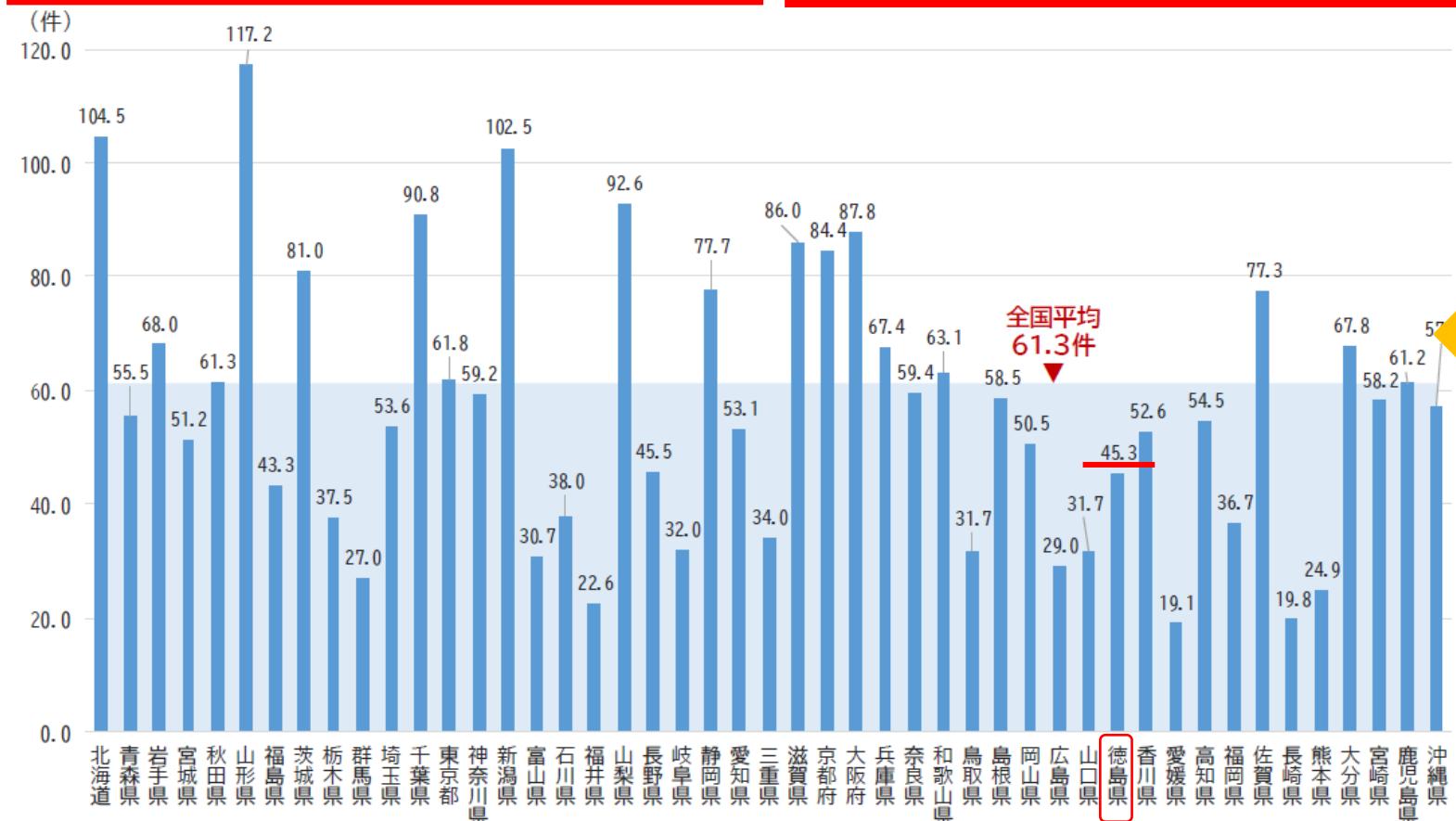
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあっては、…解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【児童生徒課長通知】



徳島県
45.3件

全国平均
61.3件

■ 確認問題

いじめ防止対策推進法



問題1 いじめ防止対策推進法が制定された主な目的はどれか？

- A. 不登校重大事態の調査の指針を示すため
- B. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底を図るため
- C. いじめ防止に社会総がかりで取り組み、児童等の尊厳を保持するため
- D. 発達支持的生徒指導の充実を図るため



正解：C

解説：法の目指すところは第1条に示されており、いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「**人権侵害行為**」であり、法の基本的な方向性として、学校だけでなくいじめ防止に**社会総がかり**で取り組むこととなっています。

問題2 いじめ防止対策推進法では、「いじめの定義」が明文化されています。以下のうち、この定義に合致しないものはどれか？

- A. 指導の一環として叱責された児童生徒が不快感を訴えた
- B. 自分が入っていないL I N Eグループの存在を知り、児童生徒が不快感を訴えた
- C. 学校外の商業施設で級友から無視された児童生徒が不快感を申告してきた
- D. 直接ではないが一回だけ級友から嫌な言葉を言われたと児童生徒が申告してきた

正解：A

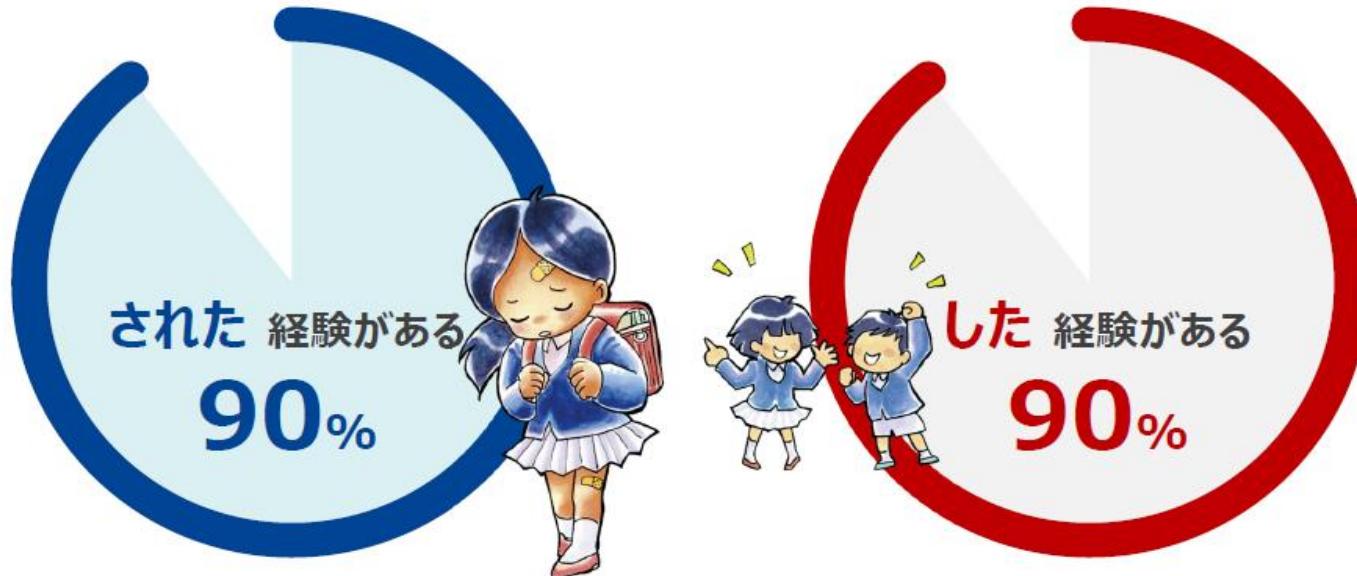
解説：第2条では、「当該児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。発生場所や回数を問わず、**いじめられた児童生徒が苦痛を感じていればいじめ行為に該当します。**Aは教育的指導に該当し、定義に含まれません。

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ることを認識し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿勢が大切

小中学生への 6 年間のいじめの追跡調査



「仲間はずれ、無視、陰口」



国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査 2016 – 2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る



研修おつかれさまでした。

2 「いじめの防止等のための基本的な方針」編に続きます。